



ドイツ及びフランスにおける査察請求権

Dr. Axel Oldekop
Preu Bohlig & Partner
2016年11月22日

I. シナリオ

被疑侵害の証拠を一般市場で入手できない場合に



証拠を入手する方法は？

欧州の法的枠組み

- 知的財産権のエンフォースメントに関する2004年4月28日付けのEC規則2004/48により、EUにおいて特に以下のように証拠保全措置の調和が図られた（エンフォースメント指令）：
 - 第7条：

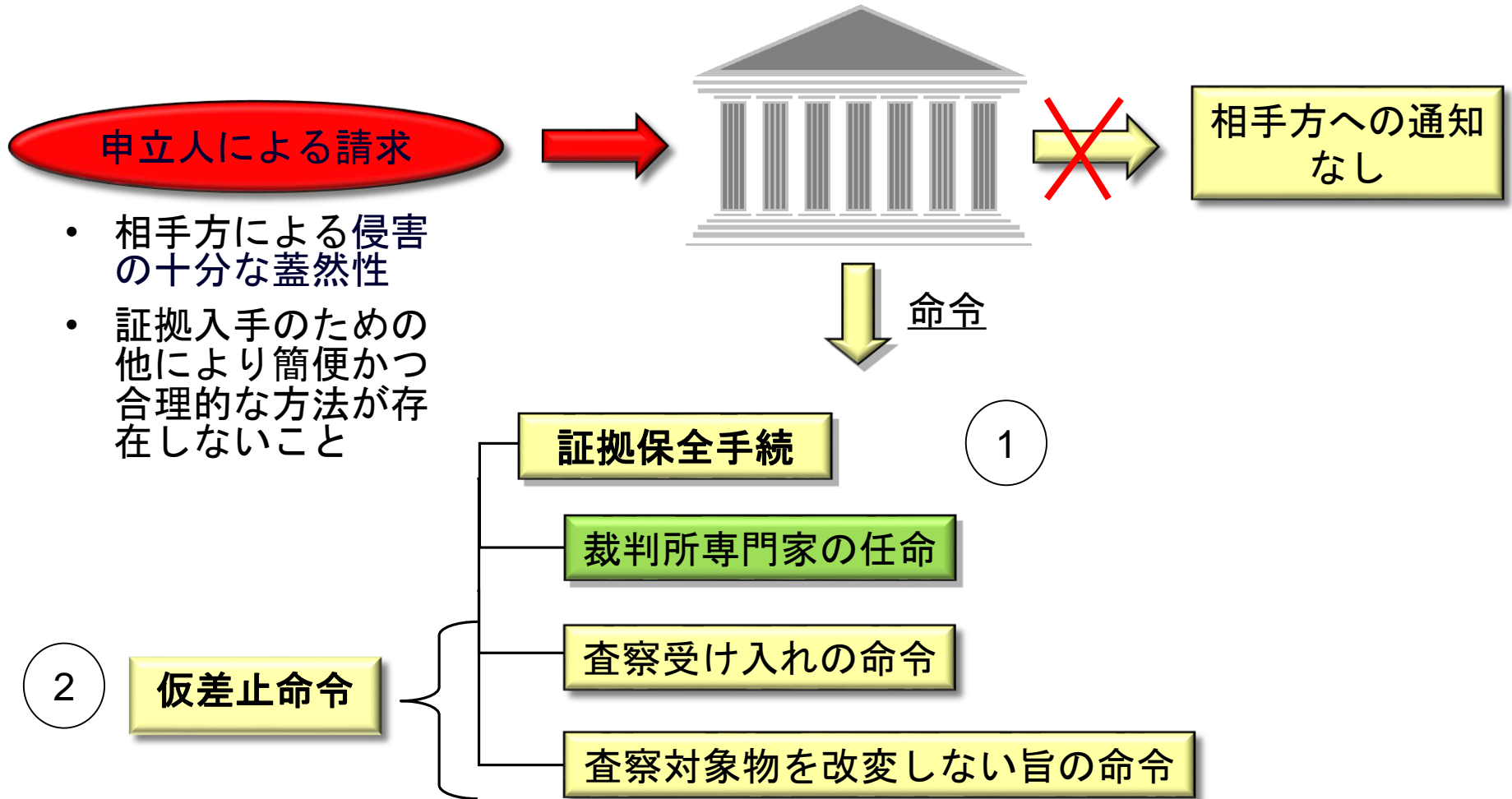
司法当局は、機密情報の保護を条件として、とりわけサンプルの採取を伴う又は伴わない、詳細な記述を含む、被疑侵害に係る関連証拠を保全するための迅速かつ効果的な暫定措置を命ずることができる。かかる措置は、必要に応じて相手方当事者への審尋なしに講じられなければならない。
- フランスの証拠保全（Saisie-Contrefaçon）手続から着想を得る

II. ドイツにおける証拠保全

ドイツ特許法第140c条 — 証拠保全

- エンフォースメント指令の国内法化: 2008年9月1日
 - 特許侵害の十分な蓋然性
 - 書類の提供、又は物品若しくは方法の査察を請求
 - 請求を裏付けるために必要
 - かかる請求が均衡を失したものでない限り行われる
 - 差止命令による場合もある
 - 相手方当事者への事前の審尋は行われない
 - 秘密情報の保護に適した措置
- デュッセルドルフ特許裁判所により、証拠保全の請求を執行するための法的手続がとられた(「デュッセルドルフ・プラクティス」)

「デュッセルドルフ・プラクティス」



裁判所専門家の権限

- 「記述」という用語の広義の解釈

「 — 査察対象物の特徴及び要証事実を照らして — 侵害が存在するとの確信に至らしめるあらゆる措置」

- 裁判所の命令には、専門家に許可するすべての措置の列挙を要する
- 一般に、相手方には**措置の受け入れのみが義務づけられている**
例外的に、**協力義務**（例えば、パスワード入力、機器解体、ドア開放等）
- 必要に応じて：**補助者**（⇒ 秘密保持の義務！）
- **措置の例**：
 - 手順及び／又は装置の査察
 - カバー、遮蔽物等の撤去
 - 複合装置部品の取外し又は分解
 - 機器等の始動又は停止

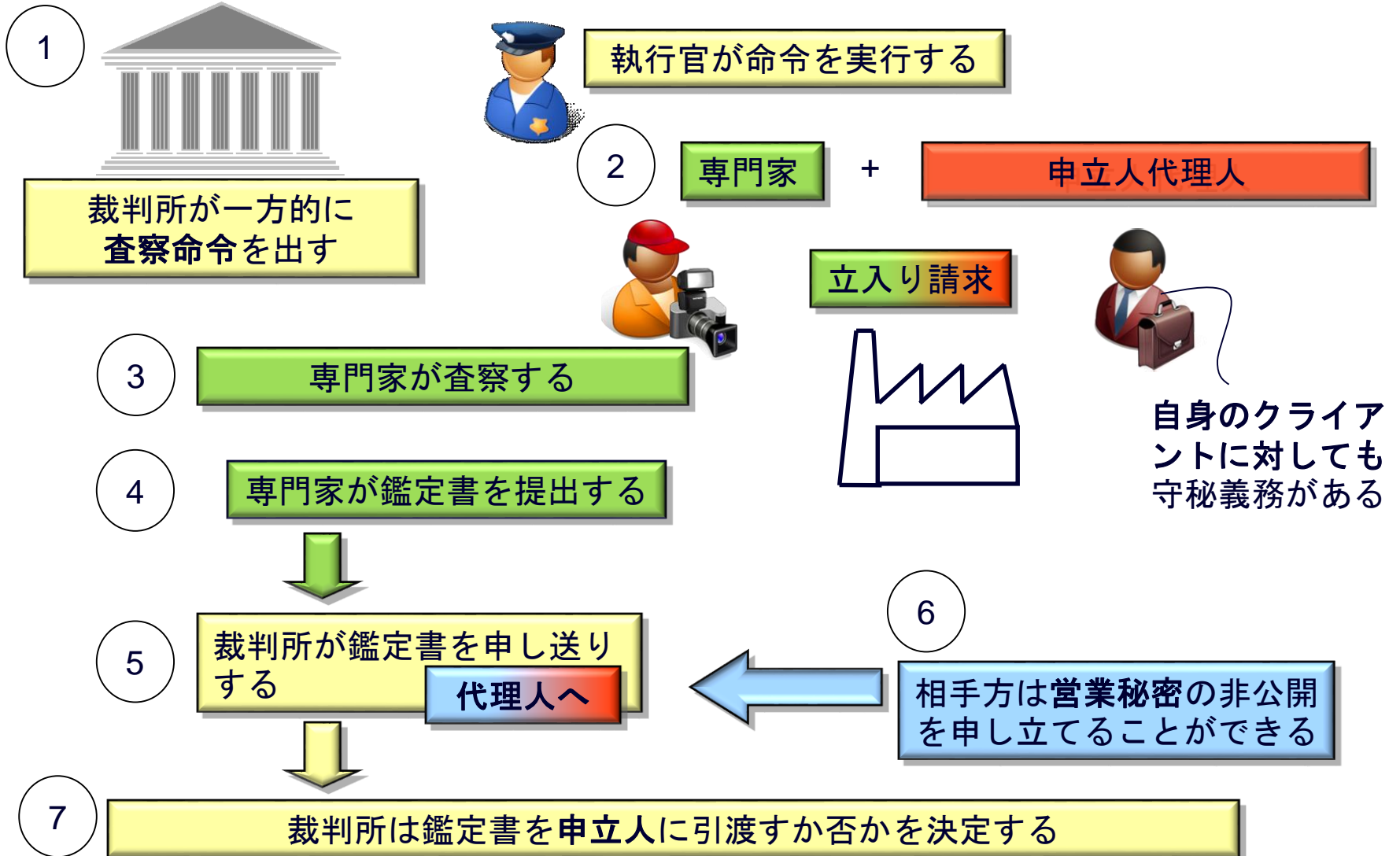
裁判所専門家の権限

- 写真、動画、スクリーンショットの撮影、複写（電子複写を含む）
[⇒ (P) 相手方の複写機の使用？]
- 口述録音器（ディクタフォン）の使用
- 分析を目的としたサンプルの採取
- 機器メモリの読出し及びその複製の作成等

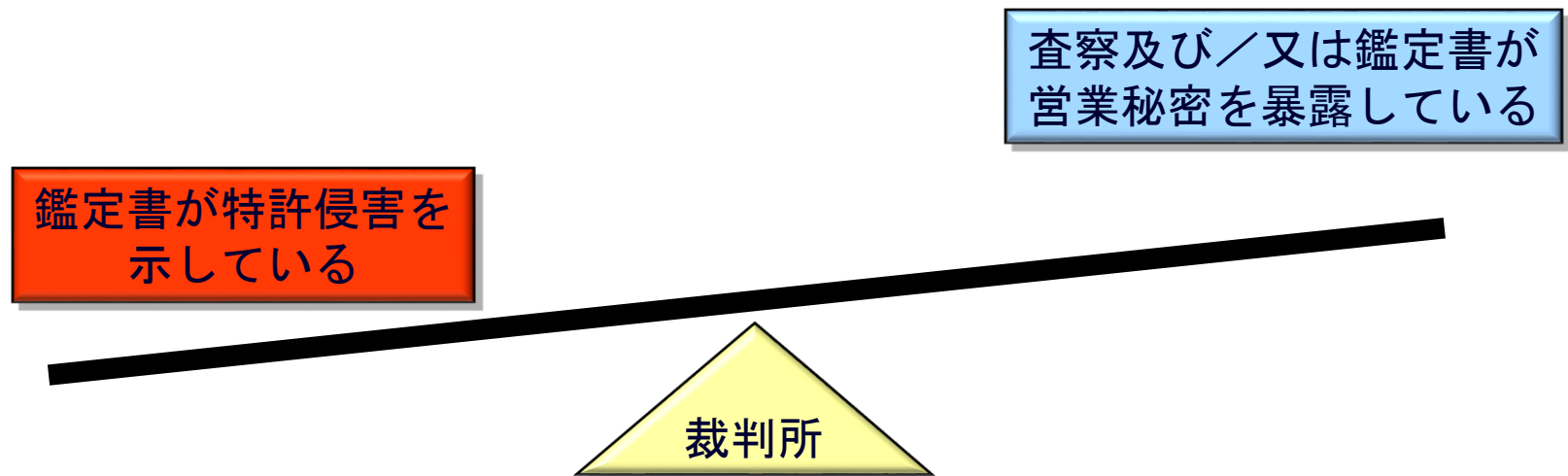
- さらに、裁判所専門家への**文書の提出及びデータの引渡し**
例：
 - 技術文書、マニュアル
 - 製造指示書、材料仕様書
 - 函面等

⇒こうした文書／データは裁判所専門家の調書のためにのみ裁判所専門家に引渡されるものであるため、エンフォースメント指令第6条に定める証拠提示には当たらない

査察と鑑定



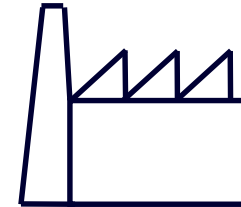
利害関係のバランス



対抗措置



立入り請求されたら...



1

弁護士に相談



~ 2時間の猶予期間

2

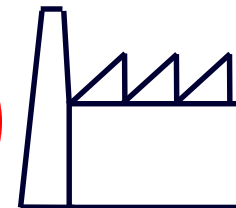
査察命令

に対する

異議

3

敷地内への立入り拒否



捜索令状が
出されるまで

4

専門家の査察を監視

「デュッセルドルフ・プラクティス」に対する法的救済措置

- **査察命令**
 - 査察受け入れの決定に対して不服申立ての権利はない
 - 査察拒否の決定は即時抗告の対象となる
- **査察受け入れのための仮差止命令**
 - 異議申立手続の対象となる
 - 有効な異議であっても、裁判所鑑定書を止めることは難しい！
- **申立人への裁判所鑑定書の引き渡し**
 - 以下の決定に対する即時抗告
 - 完全な鑑定書の引き渡し
 - 鑑定書の黒塗り／短縮版の引き渡し
 - 鑑定書を引き渡さない

鑑定書はどのように使用され得るのか？

- **ドイツにおける本案の手續における十分な証拠**
 - 相手方に対する手續における *職権上*の使用（ドイツ民事訴訟法第493, 411条）
 - 別の相手方に対する手續における使用が可能（ドイツ民事訴訟法第411条a）

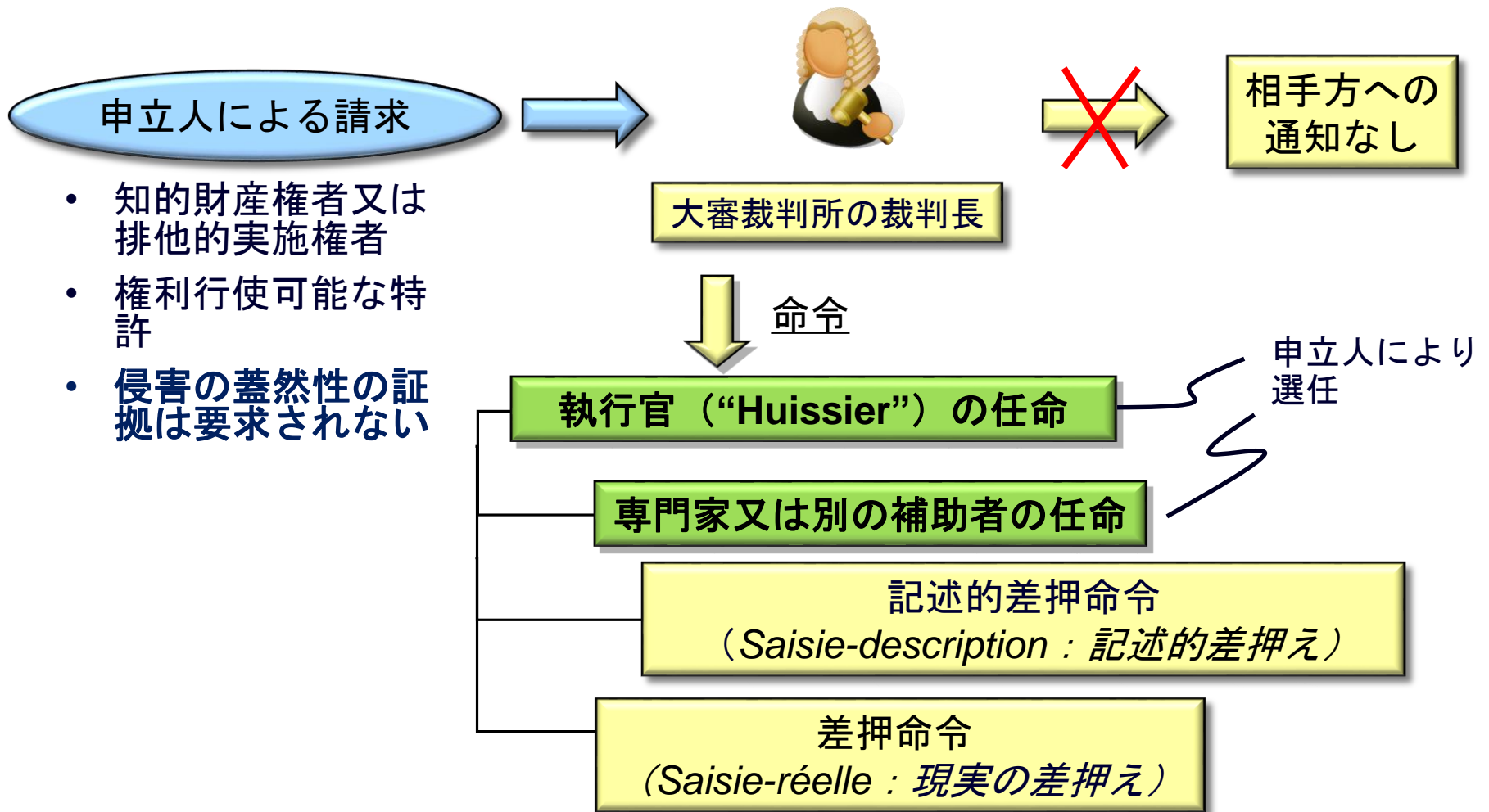
- **その他の国における本案の手續における証拠として？**
 - 本案の手續のための裁判所は、「デュッセルドルフ・プラクティス」手續の管轄である（国際的管轄を含む）
 - 外国での訴訟のためにドイツだけでの証拠保全はない
 - 恐らく：別のEU加盟国の裁判所に司法援助を依頼し、EU規則No 1206/2001 の下で証拠を取る（参照 欧州司法裁判所のKokott司法長官の意見, C-175/06 – Tedesco事件）
 - ドイツの裁判所の鑑定書が外国の司法権において認められる証拠であるかどうかは、*法廷地法*によって決定される

II. フランスにおける証拠保全 (*Saisie-contrefaçon*)

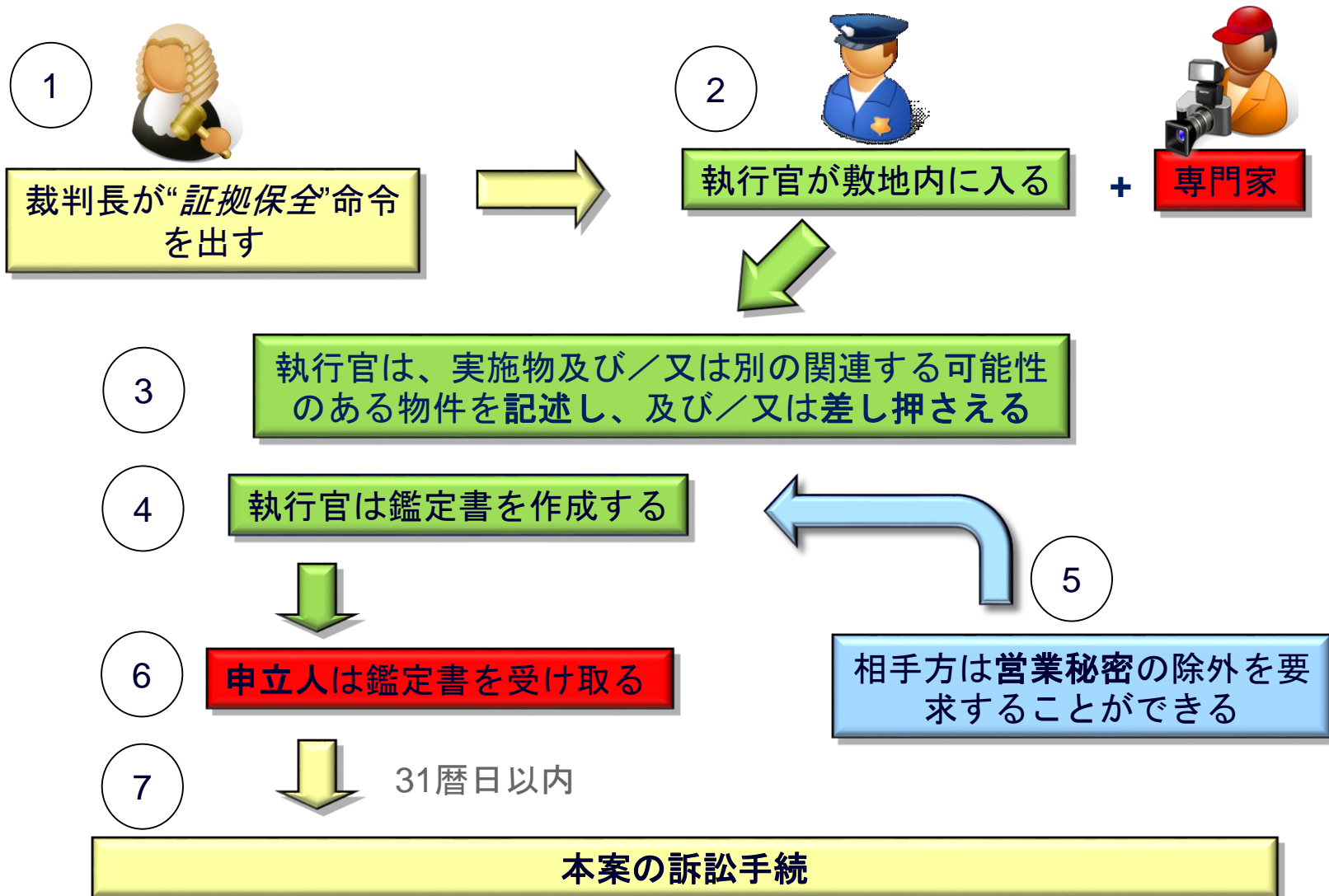
Saisie-contrefaçon（知的財産権侵害に基づく証拠保全）の基礎

- **Saisie**（差押え）は、**19世紀**からのフランス民法の一部である
- エンフォースメント指令2004/48/EC は、**2007年10月29日**にフランスの法律に組み込まれた
- “saisie-contrefaçon”の主な特徴：
 - 証拠を収集するための手段
 - 相手方の事前の審尋は行われない（*一方的な手続き*）
 - 在庫品を差し押さえるための手段ではない
 - 仮差止はない
 - 本案訴訟を提起する義務

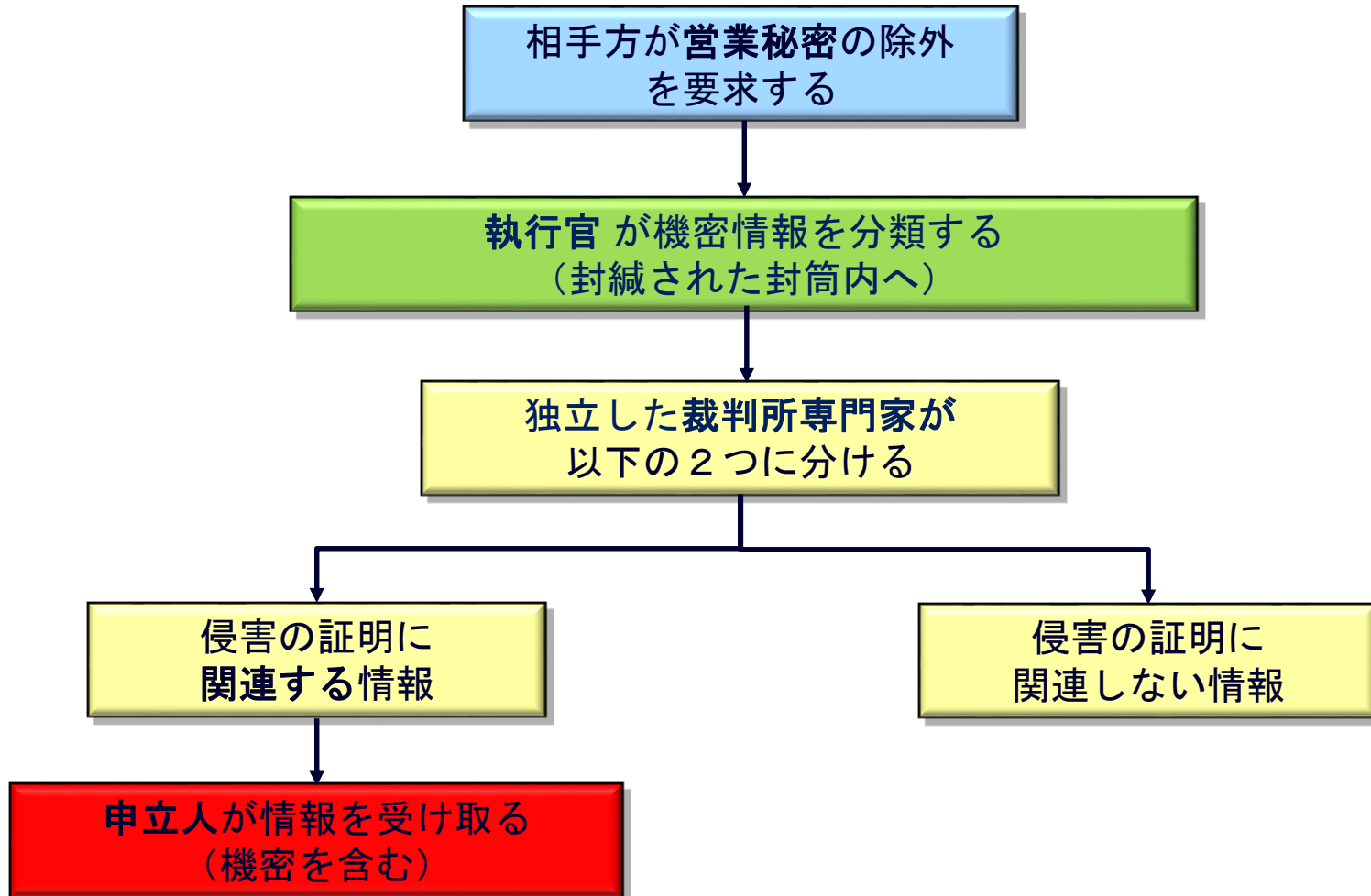
Saisie-contrefaçon (知的財産権侵害に基づく証拠保全)



査察及び鑑定



営業秘密の保護



執行官（‘huissier de justice’）の権限

- 相手方の敷地内に入る
- 被疑侵害製品又は被疑侵害プロセスを記述する
- あらゆる関連する文書（図面、仕様書、商業的文書、行政的文書又は規定的文書）の複写
- 侵害の範囲の記述及び会計書類の差押え
- 製品サンプル又は製品を製造するために使用された手段の差押え
- 裏付けを取るための文書、カタログ、価格表、マニュアル等の差押え
- プロセスの実施
- 製品／機械の分解
- その他適切な手段

“Saisie-contrefaçon（証拠保全）” 手続における 法的な救済措置

- 命令された差押えに対して
 - 差押命令を与えた裁判官に対して、差押命令の付与又は範囲に異議を申し立てる（‘*action en rétractation*’）
 - 本案の裁判所に対して、差押えの正当性に異議を申し立てる（‘*action en nullité de la saisie*’）
- 差押えを命令しないという決定に対して
 - 異議申立てができる
 - 相手方には知らされない（一方的な手続き）

鑑定書はどのように使用され得るのか？

- Saisie-contrefaçon（証拠保全手続）中に執行官により作成された鑑定書は以下のことに使用され得る：
 - 同じ知的財産権に関する1つ又は複数のフランスでの手続に（パリ大審裁判所2006年1月18日；パリ控訴院，2000年11月24日）
 - 並行した外国での手続において：
 - ドイツ特許法第140c条による侵害の蓋然性を示すために（カールスルーエ高等裁判所，2012年10月16日の判決 – 6 W 72/12）
 - 証拠書類として
 - 裁判所専門家は証人として尋問され得る
 - 外国での独自の手続にも？
 - たとえば、相手方が海外を拠点としている場合に、判例法の欠如にもかかわらず、海外において本案に関する訴訟を開始することが可能であるものと思われる

ご質問がありましたらご連絡下さい

Preu Bohlig & Partner – Munich office



Dr. Axel Oldekop

eMail: axo@preubohlig.de

Leopoldstraße 11a
Tel: +49 89 383870-0
Fax: +49 89 383870-22
D-80802 München

www.preubohlig.de